

「令和8年度埼玉県農産物輸出プロモーション事業」業務委託に係る
企画提案募集要項

令和8年度埼玉県農産物輸出プロモーション事業業務委託に係る企画提案競技の実施については、この要項に定めるとおりとする。

1 業務の概要

(1) 委託業務名

令和8年度埼玉県農産物輸出プロモーション事業業務委託

(2) 委託業務の目的及び内容

別添の仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月18日（木）まで

(4) 委託上限額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

内訳：動画・パンフレット制作5,423千円、海外配信1,577千円を各業務の上限額とする。

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審第513号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 過去3年度間に国や地方公共団体等と本事業と類似及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した実績を有するものであること。
- (7) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納していない者であること。

3 スケジュール（予定）

企画提案競技の公募開始	令和8年3月3日（火）
質問事項受付期限	令和8年3月9日（月）15時

質問への回答	令和8年3月11日（水）
企画提案参加申込書の提出期限	令和8年3月13日（金）15時
企画提案書等の受付期限	令和8年3月18日（水）15時
プレゼンテーション審査	令和8年3月26日（木）
審査結果の通知	令和8年3月末

4 質問の受付・回答

本件に関する質問は、質問書（様式1）を提出するものとする。

（1）受付期限

令和8年3月9日（月）15時

（2）受付方法

様式1「質問書」に質問内容を記載の上、「11 担当窓口及び提出先」宛てに電子メールにより提出すること。

提出の際の件名は「【質問書】令和8年度埼玉県農産物輸出プロモーション事業」とし、確実を期するため電子メール送信後、電話により送信した旨の連絡をすること。なお、簡易なものを除き口頭での質問は受け付けない。

（3）質問に対する回答

質問への回答は、埼玉県ホームページに掲載する。

5 企画提案競技参加申込書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、あらかじめ「企画提案参加申込書兼誓約書」（様式2）を電子メールで提出するものとする。

また、確実を期するため、電子メール送信後、電話により送信した旨の連絡をすること。

送付先：「11 担当窓口及び提出先」に記載のメールアドレスあて

件名：【参加申込書】令和8年度埼玉県農産物輸出プロモーション事業

提出期限：令和8年3月13日（金）15時必着

なお、やむを得ない理由により参加を取り下げの場合は、様式3「令和8年度埼玉県農産物輸出プロモーション事業業務委託に係る企画提案競技参加申込取下書」を提出すること。

6 企画提案書等の提出

（1）記載内容

① 企画提案書の1ページ目「表紙」には様式4を使用すること。表紙以外の様式は任意とする。

② 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。

③ 仕様書を踏まえ、以下の（ア）～（カ）までの6項目について具体的に提案を行うこと。（様式任意。ただし、A4版・横向き・横書きとする。）

（ア）基本方針

・本事業における企画全体の概要、コンセプト等

（イ）提案内容

- ・動画、パンフレットのイメージ・構成案

- ・海外配信方法（活用するサービス事業者及びその選定理由を含む）
- ・配信記事のイメージ
- ・その他、予算内で行える独自提案（任意）

(ウ) 業務実施体制

(エ) 過去における類似業務実績（概ね3年以内）

(オ) 委託料の見積書

- ・見積書は1本とするが、制作と配信についてそれぞれの上限額内とし、費用を明確に分けて記載すること。
- ・委託料の総額のほか、人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等の経費区分の積算が分かるように記載すること。
- ・宛名は「埼玉県知事 大野 元裕」とし、担当者の氏名及び法人等の連絡先を明記すること（代表者印は不要とする）。

(カ) 法人概要（様式5）

(2) 提出部数及び提出方法等

① 提出方法

電子データで提出すること

② 提出先

「11 担当窓口及び提出先」のメールアドレス宛

③ 提出期限

令和8年3月18日（水）15時必着

④ その他

(ア) 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限るものとする。

(イ) 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

(ウ) 提出された企画提案書等は、審査にのみに使用する。

(エ) 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。

7 委託候補者の選定

(1) 委託先候補者の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、県の設置する審査委員会において、プレゼンテーションを行い、総合点が最も高かった提案者を契約先候補として選定する。

(2) その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を候補者として選定する。

(3) 企画提案書等を提出した者が5者以上のときは、審査会は書面による1次審査を実施し、プレゼンテーション審査に参加する4者程度を選定する。

- (4) 企画提案書等を提出した者が1者のときは、審査会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を候補者として選定する。
- (5) 審査日は、令和8年3月26日(木)とし、Teamsで実施する。詳細については、後日、企画提案書等を提出した者に対し、文書等で連絡する。
- (6) 審査にあたっては、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき、総合的に評価する。
- (7) 選定結果は、全応募者へ通知する。審査及び審査結果の内容の照会等には回答しない。

8 契約の相手方の決定方法

県は、候補者に選定された者と業務内容に関する細目事項について協議を行う。その際、企画提案の内容により仕様書の一部を変更する場合がある。

協議が整った場合は候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により委託契約を締結する。

なお、候補者と協議が整わない場合や契約締結までの間に候補者に事故がある場合等は、評価が次順位の者を候補者として改めて協議を行う。

委託契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。受注者には立会人型電子契約サービス利用に係る費用負担は生じない。電子契約の利用について承諾がない場合は、従来通り紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

9 主な評価項目

(1) 企画提案全般について

- ・外国人バイヤーを主なターゲットとし、県産農産物の輸出額向上に資する企画提案となっているか。
- ・県産農産物の魅力や特性を十分に理解したうえで企画提案しているか。
- ・事業内容と比して見積額が適正であり、費用対効果に優れた見積額となっているか。
- ・委託業務の目的を実現するための適切なスケジュールがとられているか。
- ・会社として実績があり、業務を遂行するうえで十分な実施体制を備えているか。

(2) 動画・パンフレット作成について

- ・産地の生い立ちや作り手の想いを伝えるストーリー性を重視した内容となっているか。
- ・各品目について、その魅力が十分に伝わる内容となっているか。
- ・外国人バイヤーを主な対象とし、バイヤーの関心を高めるものとなっているか。
- ・インバウンドや国内向け等に広く活用可能なものとなっているか。

(3) 配信について

- ・外国人バイヤーを主な対象として企画しているか。
- ・県が指定する国に確実に配信できる手法となっているか。

- ・県産農産物の魅力が伝わる記事となっているか。
- ・配信結果について報告が可能な手段となっているか。

(4) その他

- ・仕様書に上乘せした内容は効果的なものとなっているか。

1 0 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ① 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- ② 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ③ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- ④ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- ⑤ 電子メール以外の方法で提出したもの。
- ⑥ 提出書類に不足があるもの。
- ⑦ 企画提案協議参加希望書等に代表者の記名がないもの。
- ⑧ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ⑨ 見積金額を訂正したもの。
- ⑩ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ① 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- ② 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。
- ③ 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

1 1 担当窓口及び提出先

埼玉県 農林部 農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当

(住 所) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎5階)

(電 話) 048-830-4107

(E-mail) a4105-13@pref.saitama.lg.jp